

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要

[施行：公布の日]

総務省

◎ 地方税に係る税制抜本改革法についての措置

- 地方消費税率 22/78（消費税率換算 2.2%）への引上げの施行日を平成 31 年 10 月 1 日に変更
- 消費税に係る地方交付税法定率の変更、地方消費税の社会保障財源化分に係る経過措置等所要の措置

【社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）の改正】

◎ 車体課税の見直し（消費税率 10%段階の措置）

- 自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期をそれぞれ平成 31 年 10 月 1 日に延期
- 環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、平成 31 年度税制改正において見直し

【地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）の改正】

◎ 地方法人課税の偏在是正（消費税率 10%段階の措置）

- 法人住民税法人税割の税率改正の実施時期を延期（平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）
 - ・道府県民税 : 3.2% → 1.0%（標準税率）
 - ・市町村民税 : 9.7% → 6.0%（標準税率）
- ※ 地方法人税の税率改正（4.4%→10.3%）の実施時期を延期（平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）
- 地方法人特別税の廃止及び法人事業税の復元の実施時期を延期（平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）
- 法人事業税交付金制度の創設時期を延期（平成 31 年 10 月 1 日施行）

【地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）の改正】

◎ 住宅ローン減税

- 個人住民税における住宅ローン減税措置について、適用期限を平成 33 年 12 月 31 日まで 2 年半延長（この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填）

【地方税法の改正】